

令和5年度 横浜保育室の利用にあたって (給付認定申請のご案内)

給付認定申請は、保育の必要性や、保育料軽減助成の対象かどうかを確認するための申請です。給付認定申請書を市で審査後、「教育・保育給付認定決定通知書」(以下「通知書」という。)が申請者に送付されます。なお、給付認定を受けるためには、保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」を満たす必要があります。

はじめにご確認ください

来年4月以降の認可保育所等[※]の利用申請をされる方(既に申請された方)は、この手続は不要です。

認可保育所等を申し込む場合は、利用申請書とともに給付認定申請書も提出しますので、横浜保育室用に改めて給付認定申請書を提出する必要はありません。保育所等の利用申請時にあわせて行った給付認定申請により交付される「通知書」を、利用する横浜保育室に提示してください。重複して申請があった場合は、横浜保育室用にご提出いただいた申請書類を申請者あてに返却します。

※認可保育所等…認可保育所、認定こども園(保育利用)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(地域枠)

もくじ

1	申請にあたっての同意事項(重要)……	P.2	5	申請上の留意点……	P.6
2	受付開始日・提出先……	P.3	6	令和5年度横浜市給付認定及び 利用調整に関する基準(抜粋編集)……	P.7
3	保育の必要性の認定……	P.3	7	お問合せ先……	P.8
4	申請に必要な書類……	P.4			

令和5年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和4年(2022年)4月2日～
1歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
2歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
3歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
4歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日
5歳児	平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日

1 申請にあたっての同意事項（重要）

給付認定申請にあたって、次の事項に同意のうえ、申請してください。

- 給付認定申請にあたっては、利用を希望する年度の横浜保育室の利用にあたって（給付認定申請のご案内）を確認した上で申請してください。
- 横浜市が、申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供することがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、申請に係る児童の保護者の就労先事業者等の関係者に照会を行うことがあります。
- 申請内容が事実と相違した場合は（提出書類の偽造・改ざん等を含む）、横浜市が給付認定を取り消すことがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第16条（第30条の3により準用される場合を含む）により、必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- 子どものための教育・保育給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。また、子育てのための施設等利用給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領することがあります。
- 申請内容によって、他の申請区分の認定を変更する必要がある際には、当該認定を変更します。

<注意>

申請内容に虚偽（提出書類の偽造・改ざん等を含む）があった場合は、給付認定を取り消すことがあります。また、就労先事業所名が記名されている就労証明書等を無断で作成し、または改変を行うなど、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。

なお、就労証明書等の記載事項について就労先事業者等に問い合わせる場合がございますので、ご了承ください。

2 受付開始日・提出先

受付開始日：令和4年12月1日（木）

必ず、入園日以前に申請を行ってください。提出先は申請日によって異なります。（下表参照）

申請日	令和5年3月10日（金）まで	令和5年3月11日（土）以降
提出先	郵送受付のみ 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル 10 階 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 行	お住まいの区の 区役所こども家庭支援課へ 郵送または窓口へ持参
問合せ先	●通知書が届くまでのお問合せ 保育・教育認定課 045(671)0253 ●通知書が届いた後のお問合せ お住まいの区の区役所こども家庭支援課	お住まいの区の区役所こども家庭支援課

3 保育の必要性の認定

保護者のいずれもが、以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、横浜市が保育の必要性を認定します。（認定基準の詳細は、P.7を参照してください。）

※ 保育の必要性の認定基準を満たさないときは、求職中認定となる場合があります。

保護者の状況	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※1
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中）※2	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業を終了し、仕事に復帰するとき※3	最長、就学前まで

※1 出産事由の認定の有効期間について

・ 出産事由における給付認定の有効期間は、妊娠が判明し、母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

（例）出産予定日が9月6日の場合、「出産予定日から起算して8週間後の日の翌日」は11月1日であるため、認定有効期間の終期は11月30日となります。

※2 求職中の認定について

・ 認定基準を満たすことを証明する書類（月64時間以上就労することを証明する「就労証明書」等）を提出せず、認定期間の満了を迎えた場合、保育料軽減助成を受けることができなくなります。

※3 復職前提の就労認定について

・ 横浜保育室の利用開始時は、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。

（例）4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日までの間に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育の必要性の認定を受けることができなくなります。

<育児休業中の利用継続認定について>

きょうだい児の育児休業中は多くの場合、ご家庭で保育が可能ですので、原則として給付認定を受けることができません。ただし、児童福祉の観点から、育児休業に入る前から横浜保育室を利用し、今後も同じ横浜保育室を引き続き利用する場合は、「育児休業が終了する日が属する月の末日まで」給付認定を受けることができます。

4 申請に必要な書類

(1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意点
A 給付認定申請書（兼認定内容確認票）	必ず表面・裏面とも記入してください。
C 利用施設等届出書	利用する施設・事業名等を記入してください。
D マイナンバー記入用紙、本人確認書類	P. 5を確認のうえ、用意してください。
保育を必要とすることを証明する書類	保護者それぞれの状況により必要な書類が異なります。下の表を確認してください。

【保育を必要とすることを証明する書類】※すべての保護者について提出が必要です。

保護者の状況		必要な書類	
就労	働いているとき (内定の場合を含む)	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> 必ず、裏面の「記入する際にご確認いただきたいこと(重要)」を確認してください。 就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先事業者等による証明が必要です。 書類の内容について、横浜市から就労先事業者等に連絡・確認する場合があります。
出産	妊娠しているとき、 出産の準備や出産後の 休養が必要なとき	母子健康手帳の コピー	「表紙」と「分娩(出産)予定日が確認できるページ」のコピー ※横浜市の母子手帳はP.4に分娩(出産)予定日欄があります。
病気・けが	保護者が 病気・けがのとき	診断書等	医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたもの
障害	保護者に 障害があるとき	なし	横浜市で障害者手帳等の交付状況等を確認できない場合、障害者手帳等のコピーを提出していただく場合があります。
介護・看護	病人、障害者、 要介護者を 介護しているとき	<ul style="list-style-type: none"> 病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等※のコピー、介護保険被保険者証のコピー等 タイムスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> 病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの 介護に従事していることが分かるタイムスケジュール ※身体障害者手帳の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等(記載がある場合)が確認できる部分のコピー 愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
	通所(通学)の付添い をしているとき	<ul style="list-style-type: none"> 通園・通学証明書 タイムスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> 通所(通学)先の発行する証明書 付添いのタイムスケジュール
通学	保護者が 学校に通っているとき	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書 時間割の分かる資料※ 	※やむを得ず、時間割の分かる資料が提出できない場合はタイムスケジュールを提出してください。

* 証明書等の提出がない場合には、求職中扱い(認定期間が3か月)となります。

(2) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類

状況	必要書類
令和3年中に 海外勤務期間がある方 ※令和5年4月～8月に利用開始となる方に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> 海外収入申告書【令和4年9月～令和5年8月利用料・利用申請用】 令和3年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【1月～12月の12か月分】(会社からの給与支払証明書等) ※ 国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。
令和4年中に 海外勤務期間がある方	<ul style="list-style-type: none"> 海外収入申告書【令和5年9月～令和6年8月利用料・利用申請用】 令和4年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【1月～12月の12か月分】(会社からの給与支払証明書等) ※ 国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。

5 申請上の留意点

(1) 通知書の発送予定日について

4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、発送までにお時間をいただきます。お早めにご申請ください。

年内に申請された方	2月上旬以降の発送を予定しています。
1月～2月に申請された方	2月下旬以降に随時発送を予定しています。(申請後1か月ほどで発送予定)
3月以降に申請された方	3月下旬頃までに随時発送いたしますが、3月中旬以降の申請の場合、4月以降の発送になる場合があります。あらかじめご了承ください。

(2) 通知書がない場合の利用希望について

通知書がない場合、横浜保育室が認めれば利用することは可能ですが、助成対象※になりません。横浜市在住の方が横浜保育室を助成対象児童として利用するためには通知書が必要です。なお、川崎市在住の方が横浜保育室を助成対象児童として利用するためには、利用理由申立書や雇用証明書等の必要書類を横浜保育室に提出する必要があります。

※助成対象とは

保育の必要性を認められる(給付認定を受けている)児童については、その児童分の保育費用を横浜市が施設に助成を行っているため、保育料の上限が58,100円となりますが、保育の必要性を認められない(給付認定を受けていない)児童については、保育料の上限が58,100円を超える場合があります。

(3) 既に給付認定を受けている方へ

再度の申請は必要ありませんが、保育の必要とする状況の確認のため、必要な書類をお住まいの区の区役所こども家庭支援課にご提出いただく場合があります。また、給付認定の有効期間が切れている場合は、改めて認定申請を行う必要がありますので、区役所こども家庭支援課にて手続きを行ってください。

※認可保育所等から横浜保育室へ転園する場合、退園の手続きを完了させてから横浜保育室の利用を開始してください。手続きをしなかった場合、必要な助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

(4) 給付認定を受けた後に、認定内容の変更がある場合について

「仕事が変わった」「就労を開始した」など、認定内容に変更があった場合は、すみやかに区役所こども家庭支援課に認定内容の変更を行ってください。また、認定内容に変更があった場合には、必ず利用している横浜保育室へ「給付認定変更決定通知書」を再度提示するようにお願いします。提示せずに利用を続けると、助成対象とならないことがあります(施設が正しい認定有効期間を把握できないため)のでご注意ください。

(5) 現在は横浜市外にお住まいで、横浜保育室利用開始までに横浜市へ転入する方へ

横浜市外から横浜市へ転入する場合、転入後にお住まいの区の区役所こども家庭支援課にて給付認定申請を行ってください。(必ず、入園日以前に申請を行ってください。)

(6) 川崎市にお住まいで、既に横浜保育室を利用されている方へ

川崎市から横浜市へ転入する場合、転入時にお住まいの区の区役所こども家庭支援課にて給付認定申請を行ってください。手続きをしなかった場合、必要な助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

6 令和5年度 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（抜粋編集）

保育の必要性の認定は、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当することにより、決定します。

保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として月 64 時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1 か月以内に就労するもの。) (2) 保護者が居宅内で原則として月 64 時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	(1) 保護者が妊娠中であるもの。 (2) 保護者が出産又は出産予定日の後 8 週間の期間にあるもの。 (3) 出産は妊娠 85 日以上分娩とし、死産及び流産を含むものとする。
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として 1 か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1 級から 4 級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。
4 保護者が、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	(1) 親族が治療等に原則として 1 か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 (2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け 1 級から 3 級に判定されたもの。 (4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。 (6) 常時介護とは、病院等で原則として月 64 時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病床の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月 64 時間以上付添をしているものを含む。
5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。
6 保護者が、求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動（起業準備を含む。）をすることを常態としているもの。ただし、3 か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。
7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として月 64 時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。
8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。((1) に該当する場合を除く。)
9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。(いわゆる年長組) (2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。
10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 (3) 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが地域型保育事業、認可乳児保育所又は横浜保育室の卒園児であり、進級時に特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められるもの。 (4) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。

7 お問い合わせ先



書類の書き方は、専用ダイヤルへ

専用ダイヤル

電話：045-664-2607 FAX：045-840-1132

開設期間：令和5年1月24日（火）まで

（ただし、令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）は除く）

開設時間：午前8時から午後8時まで（土日祝日を含む）

その他のお問合せは、各区役所こども家庭支援課へ

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前8時45分から午後5時15分まで】

※ 区役所窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時00分までです。

区	電話	FAX	区	電話	FAX
鶴見	510-1816	510-1887	金沢	788-7795	788-7794
神奈川	411-7157	321-8820	港北	540-2280	540-2426
西	320-8472	322-9875	緑	930-2331	930-2435
中	224-8172	224-8159	青葉	978-2428	978-2422
南	341-1149	341-1145	都筑	948-2463	948-2309
港南	847-8498	842-0813	戸塚	866-8467	866-8473
保土ヶ谷	334-6397	333-6309	栄	894-8463	894-8406
旭	954-6173	951-4683	泉	800-2413	800-2513
磯子	750-2435	750-2540	瀬谷	367-5782	367-2943